

# 平成30年度第2回新潟市障がい者施策審議会 会議録

## 【日 時】

平成31年3月18日（月）午後1時30分から午後3時00分

## 【場 所】

新潟市役所本館6階 講堂（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

## 【出席者】

### <委 員>

有川会長、松永会長代理、石川委員、富田委員、高井委員、角田委員、佐藤委員、  
宇治委員、多賀委員、本間委員、萩原委員、広岡委員  
計12名（欠席委員：片桐委員、熊谷委員、松井委員）

### <関係課>

こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、学校支援課、  
各区健康福祉課

### <事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

## 【傍聴者】

3名

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 1
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 2
3. 報告事項・・・・・・・・・・ p 3
4. その他・・・・・・・・・・ p 23

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

では、少し早いですが、皆様が揃いましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、当審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のため録音を了承いただきたいと思います。

あと、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。

初めに、事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料 1】平成 31 年度の主な事業
- ・【資料 2】平成 31 年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定
- ・【資料 3】今後の障がい者デイサポートセンター（通称：明日葉）について

以上 6 点がありまして、あと本日、机上配付しておりますもので、出席者名簿と座席表の差し替え分、それと「障がい者雇用にいがた企業探訪」が（委員の皆様へは）冊子になったもの、それと第 39 回障がい者大運動会のチラシ、以上 4 点となります。

お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員 15 名のうち、片桐委員、熊谷委員、松井委員から欠席の連絡をいただいております。

よって、12 名の委員が出席しており、過半数に達しておりますので、この審議会が成立していることを報告いたします。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、三富福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(福祉部三富部長)

福祉部長の三富でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また日頃より、障がい者福祉政策につきまして、多大なるご協力をいただいておりますことを、あらためて感謝申し上げます。

ちょうど新年度予算については、ただいま審議をしている最中でございますが、3月22日に本会議場で議決をするという運びになってございます。

若干予算の関係を説明させていただきますと、本市の一般会計総額で、3,922億円ということで、対前年度比120億円増という予算を組ませていただいております。

このうち、約3分の1がいわゆる福祉関係予算ということで、1,200億円ほどの予算になっております。

この福祉関係予算につきましても、先ほど一般会計で120億円伸びると申し上げましたが、そのうちの約3分の1となる40億円が、福祉関係予算で伸ばせていただけるという状況でございます。

その中でも、いわゆる扶助費といわれている部分については、対前年度比で18億円伸びております。

この18億円のうち、障がい福祉関係の扶助費については、12億円近くの予算を伸ばせていただいているという状況でございます。自立支援給付であったり、就労支援であったりといったところを、力を入れさせていただいたところですので。

本市民の皆様の安心感に繋がるような予算ということで、組ませていただいております。

本日はこのあと、予算関係につきまして、主な事業でございますが、担当事務局から説明いたします。

お聞き取りいただいたうえ、また新年度以降、いろいろ新しい施策がありますので、皆様方から忌憚ないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

続きまして、今回から丸山委員の後任として、当審議会の委員に就任されました、特定非営利活動法人にいがた・オーティズム理事長の角田委員を紹介いたします。

角田委員、一言ごあいさつをよろしく願いいたします。

(角田委員)

NPO法人にいがた・オーティズムの角田と申します。

前任の丸山に代わりまして、任期が途中であったのですが、私が交代させていただきます。よろしく願いいたします。

### 3. 報告事項（1）平成31年度の主な事業について

（司会：障がい福祉課佐藤課長補佐）

ありがとうございました。それでは、これより議事に移らせていただきます。

これからにつきましては、会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

（有川会長）

皆さん、こんにちは。年度末、忙しい時期だと思いますが、大事な会議ですので、今日も忌憚のないご意見等をいただければと思っております。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。まず、本日の時間配分なのですが、次第をご覧ください。

3の報告事項については、事務局から説明をいただきますが、質疑応答等を含めて、60分程度の時間を予定しております。

本日の終了時間ですが、3時30分となっておりますので、皆さんご協力のほど、よろしくお願いいたします。

4時からこの会場は使えなくなるということですので、時間についても、私も進行等を気をつけていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の、平成31年度の主な事業について、まず障がい福祉課担当分について、障がい福祉課より説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課長浜課長）

障がい福祉課の長浜でございます。それでは、私から説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明いたします。

まず、資料はないのですが、総括的な話といたしまして今、部長からも少し予算の話がございました。

私ども障がい福祉課所管の予算総額は、今の時点ではまだ案でございますが、障がい福祉課の予算総額が、216億3,924万3千円で、これは対前年度比で約12億円、率にすると5.8%の増ということになっております。

これは、理由といたしましては、主に介護給付等事業、それから就労支援事業の増などによるものでございます。

それでは、これから資料1に基づきまして、新年度事業のうち、主な事業について、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料1の1ページ目をご覧ください。1の（1）「共生のまちづくり条例関連事業」でございます。

この事業につきましては、平成28年4月に施行されました「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及啓発を図るということ、それから条例推進会議を開催するというのが、主な事業内容となっております。

来年度については、条例周知に係る研修会・講習会等を継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大・創出や、障がい者アート等を活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」というプロジェクト

を、さらに推進してまいりたいと考えております。

来年度は、新潟県で初めて全国障害者芸術・文化祭が開催される年になります。

こういった行事との連携も重視をしながら、共生社会について、効果的に本市民に周知していきたいと考えております。

平成 31 年度の「ともにプロジェクト」の具体的な取り組みについて、少し詳しく説明をさせていただきます。

資料 2 としてお配りしております、A 3 のカラーの資料をご覧ください。

この「ともにプロジェクト」でございますけれども、資料をご覧くださいればわかるとおり、A の「障がいのある人となない人の交流の機会の創出」、それから B の「一般企業への周知啓発」、それから C の「わかりやすい広報」という、この 3 つの柱を意識しながら、事業を実施しているところでございます。

初めに、A の「障がいのある人となない人の交流の機会の創出」につきましては、昨年度に引き続き、小・中学校における福祉教育の中で、障がいのある方にゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を、補助いたします。

今年度の補助実績は、15 校ということでございまして、授業の内容といたしましては、いわゆる講話だけではなく、ブラインドサッカーなど、ともに体験できるような授業も、実施されたというところでございます。

また、平成 31 年 4 月から、新潟市手話言語条例というのが、新たに施行するという予定でございます。

この辺りも踏まえまして、来年度はこれまでの福祉教育に加えて、手話の普及に係る授業が実施されるように、働きかけていきたいと考えております。

それから、B の「一般企業への周知啓発」についてでございます。

初めに、①「障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発」についてですが、こちらについては、すでに取り組んでいるバス停におけるアート展示に加えまして、昨年夏に実施した、連節バスの中でアートを展示する、バスなか美術館という取り組みを、新年度も実施いたします。

そのほかにも、榎谷小路に面した企業等のショーウィンドーなどを利用させてもらう形で、アート展示なども実施をするという予定でございます。

次の右側に行きまして、②の「ともに Entrance」でございますが、こちらは、共生社会づくりに取り組んでいる、もしくはこれから取り組もうと考えている企業の皆様のネットワークを構築して、情報交換やノウハウの共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを、活性化させていきたいと考えております。

ネットワークに参加していただいた企業に対しましては、障がい者アートを活用したオリジナルポスターを提供して、企業内ですとか、店舗の壁面等に掲示してもらうことによって、障がい者の文化芸術活動や、共生社会の周知というものを図っていきたいと考えております。

また、この「ともに Entrance」で、どういった事業をやっていくかということにつきましては、私ども行政だけではなくて、学生など若年層をはじめとした、様々な団体の意見なども積極的に取り入れながら、行っていきたいと考えております。

それから、③の「合理的配慮事例の募集」についてですが、こちらを今年度から募集をしているところですが、なかなか集まりが少ないというか、今の時点では、私どもへの応募は、一件もないという状態なのですが、今ほどお話をしました、企業間のネットワークなども積極的に活用しながら、引き続き募集をして、集まったものを広報していきたいと考えております。

続きまして、Cの「わかりやすい広報」についてですが、共生のまちづくり条例を市民の皆様から知っていただくために、各種イベント等において特設ブースを設けるなどして、パンフレットの配布など、周知活動を行っていく予定でございます。

また、これからの社会を担う若年層への周知啓発活動というものを強化するとともに、障がい福祉に関係しないイベントにおきましても、共生のまちづくり条例のリーフレット入りのティッシュなども配布しながら、積極的にPRを行って、障がいや障がい者に対してあまり関心を持っていない方からも、共生のまちづくり条例を知ってもらうことができるように、努めてまいりたいと考えております。

それでは、資料1の2ページのほうにお戻りください。こちらは、(2)「介護給付等関連事業」でございます。

平成31年度予算は、148億3,707万6千円で、前年度と比較しまして、11億8,065万4千円の増となっております。

こちらは、ご承知のとおり、各種障がい福祉サービスの提供を通じて、地域での自立した生活の推進を図っていくという事業でございます。提供する主なサービスにつきましては、表に記載のとおりでございます。

このサービスのうち、重度訪問介護をはじめ、行動援護、短期入所、グループホーム、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、児童発達支援、放課後等デイサービス事業につきましては、本市内の事業所の数ですとか、利用者数の増加に伴って、サービス利用の増加が見込まれているというところでございます。

なお、就労定着支援につきましては、平成30年度からの新サービスということで、実績のほうは記載のとおりとなっております。

平成31年度からの制度改正については、「地方分権に関する提案募集の実施方針」に基づいて、平成30年度に行われた地方公共団体からの提案を踏まえまして、児童福祉施設の設備および運営に関する基準省令、こちらが、「小学校、中学校、高等学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができる」となっていたところ、幼稚園教諭の免許状を有する者も児童指導員になることができるように改正されたため、これに伴い、新潟市児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を、改正するということがございます。

なお本日、資料としては配付しておりませんが昨年度、皆様方からいろいろとご意見をいただいて作成しました、第5期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する、30年度の実績でございますが、まだ実績が正式に確定しておりませんので、詳細については次回の施策審議会の際に、説明いたしたいと考えております。

本日はあくまでも、現時点での現状ということでございますが、在宅で利用するサービス、居宅介護、重度訪問介護、それから外出時に利用する行動援護、同行援護ですとか、住まいの場である療養介護、短期入所、グループホーム、施設入所、それから通所して利

用する生活介護、就労移行、就労継続B型、障がい児支援サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスにつきましては、事業所数の増加などもありますので、計画で設定した見込み量を、おおむね提供できる見込みでございます。

一方で、移動支援、それから自立訓練、それから就労継続支援A型、30年度から新しく始まりました就労定着支援、こちらにつきましては、実施事業所数の不足ですとか、ヘルパーの不足などから、設定した見込み量を達成できない可能性も、今あるかなという状況でございます。

新年度から、自立訓練の事業所の増も見込まれることですとか、就労定着支援、新しく始まったところにつきましても、就労移行支援事業所に事業実施を促すなど、事業所増に努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「強度行動障がい者（児）支援職員育成事業」についてです。

平成31年度の予算は、107万円で、前年度より131万3千円減ということになっております。

事業の概要といたしましては、施設・事業所の職員に対して、実際に強度障がい者（児）を支援する現場での研修の場を設けることで、適切に支援できる事業所および職員を増やし、本人またはその家族が、安心して暮らせるような環境を整えていきます。

具体的には、実地研修を開催するというので、こちらは平成27年度から本市が独自に取り組んできている事業でございます。

強度行動障がい者の支援実績を有する、新潟太陽福祉会様に委託をして、開催をする予定です。

こちらは本当に、実際の現場での研修ということで、研修を受けた方からは大変好評だというふうな意見を聞いておりまして、引き続き取り組んでいくというところでございます。

前年度予算からの、この131万3千円の減ということにつきましては、もともと新潟県主催の座学による、「強度行動障がい支援者養成研修」、こちらの受講者に対して、受講料とテキスト代を助成していたというものを廃止をするというのが、主な理由でございます。

こちらにつきましては、平成30年度から、障がい者児の通所事業において、強度行動障がい支援に対する加算が新たに創設され、本市による補助がなくとも、事業所が自発的に研修を受講する環境が整ったために、平成31年度より廃止をするというのが、主な理由でございます。

なお、研修の実績については、新潟県主催の研修が、今年度（平成30年度）は188名、私ども主催の実地研修については、21名が受講をしていただいたというところでございます。

本市におきましても、強度行動障がい者（児）の支援というものは、本当に重要な課題となっておりますので、今後、受講修了者からの意見や感想をしっかりと聞きながら、今後の研修に生かしていきたいと考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。（4）「日常生活用具給付事業」でございます。

こちらは、障がい者・障がい児の方が、日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するという事業でございます。

平成 31 年度の予算額は、1 億 8,983 万 8 千円で、給付件数の自然増を見込みまして、前年度と比較して約 320 万円の増となっているところでございます。

利用者の負担につきましては、用具の基準額の中で、価格の 1 割を利用者の負担ということになりますが、世帯の所得状況に応じて、月額負担上限額が設定されるということになります。基準額を超える額については、利用者の負担ということになります。

主な給付品目といたしましては、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具などがございます。

そのほか、身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力が 30dB 以上の難聴児に対して、補聴器を給付しているというところでございます。

こちらにつきましては、手帳の交付対象とならない、軽度もしくは中度の難聴児に対して、言語の習得、それから生活や学習への適応を支援するというもので、平成 30 年度から補聴システムの給付も行っているところでございます。

今後も、社会的・経済的な変化を踏まえ、適宜給付品目の見直しを行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、5 ページをご覧ください。(5)「障がい者基幹相談支援センター事業」です。

こちらの事業費が 1 億 2,965 万 5 千円で、前年度と比較いたしまして、234 万 9 千円の増となっております。

事業の概要につきましては、障がいのある方からの相談に乗ったり、情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っているというところでございます。

事業の内容につきましては、ここに記載の①から⑥ということで、一般相談、地域の相談支援体制の強化に関する取り組み、地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援、権利擁護・虐待防止、障がい児等療育支援、共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関ということになってございます。

年間の相談件数でございますが、今年度（平成 30 年度）は、現時点での見込みで約 2 万 8,000 件ぐらいを見込んでおりまして、件数としては例年並みという状況かなと思っております。

平成 27 年度に、この基幹相談支援センター開設したところでございますが、さまざまなケースに対応して、実績を重ねてきたことで、当事者の皆様のみならず、関係機関への周知も進んで、本市内における障がい福祉体制を考えるうえで、欠かせない存在となっているところでございます。

各種研修や協議会の運営、地域の支援者に対するバックアップなど、求める機能も多岐にわたっております。

今後も、この業務のあり方や、適正な相談員の配置などの課題を検討しながら、適切に事業を続けていきたいと考えております。

続きまして、6 ページをご覧ください。(6)「障がい者就業支援センター事業」です。

平成 25 年に、当該センターを開設してから、継続している事業です。

予算額は、平成 30 年度が 2,552 万 9 千円に対しまして、平成 31 年度は 3,120 万 1 千円ということで、567 万 2 千円の増となっております。増額分は、就業支援員の 1 名増などです。

事業の概要ですが、障がいのある方の一般就労と、企業の障がい者雇用を推進するための、中心となる施設として運営をする。就職を希望する障がいのある方の相談から、受け入れ企業への助言ですとか、職場実習の斡旋、就職後の定着支援まで、一貫した支援を実施することにより、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備に向けた取り組みを行っております。

具体的な内容についてですが、先ほど申し上げたとおり、当該センターは平成 25 年 10 月に、総合福祉会館の中に開設をしたというところです。

平成 31 年度につきましては、この就業支援員を 5 名から 6 名に 1 名増員をして、体制を強化することで、増え続ける登録者への、より丁寧な支援、それから障がい者雇用に取り組む企業の開拓に努めてまいります。

また、「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばち」ですとか、「障がい児者の進路を考える会」など、関係機関との連携体制のコーディネートを行うことで、障がい者雇用の周知啓発や、当事者やご家族の、制度理解の促進を図ってまいります。

センターの登録者でございますけれども、平成 30 年度の登録者は、2 月末現在で 188 人。これまで累計ですと、1,246 人の方に登録をいただいております。

障がい種別の内訳としましては、手帳ベースでございますけれども、記載のとおり、身体が 18%、療育が 25%、精神が 48%、その他が 9%ということになっております。

これは本市の単独事業ということで、全額私ども本市の負担ということになっておりますが、21 大都市会議において、政令市が実施するセンターについて、国の補助対象とするよう、国に働きかけているところでございます。

なお、就労支援に関連いたしまして、本市役所における障がい者雇用率について、少しお話をさせていただきます。

平成 30 年、昨年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率を、国のほうの問題があったこともありましたので、改めて本市役所で算定したところ、市長部局においては手帳を所持していない、もしくは所持の確認ができないという職員が、9 名いることが判明いたしました。

その結果、雇用率が 2.52%から 2.32%に低下するという事務手続きの誤りがございました。

教育委員会におきましては、2 名の障がい等級の誤りが判明して、雇用率が 2.46%から 2.48%となっているというところです。

これにより、市長部局につきましては、法定雇用率を下回るということになってしまいましたので、人事の担当部署において、今年度中から採用枠の拡大を行い、現在雇用を進めているというところです。

この算定誤りについては、私ども深くお詫びするとともに、今後も適正な障がい者雇用に向けて、私ども福祉部としましても、全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に、7 ページ目をご覧ください。障がい福祉課分の最後でございますが、(7)「社会福祉施設等整備費補助金」です。

こちらは、障がい者の入所・入院から地域生活移行に向けて、居住の場であるグループ

ホームや、日中活動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するという事業でございます。

平成 31 年度当初予算額としましては、グループホーム 1 棟の創設で、定員 4 名分といたしまして、2,430 万円の予算を措置しているところです。

また、国の二次補正予算に対応して、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、30 年度の補正分で、障がい者支援施設の非常用予備発電装置設置改修 1 件分、420 万円を措置しているということです。

当初分と補正の繰越分を合わせまして、来年度の整備費としては、2,850 万円分の予算を確保しているということです。

前年度と比較いたしますと、マイナス 3,420 万円となるところでございますけれども、その年によって要望のある整備事業の内容が異なるためと、もしくは施設種別等によって国補助額が異なるために、そういった減額というような結果になっております。

対象施設については、グループホームへより多く重度者を受入れていただける所を選定いたしまして、また、緊急時の入所者の安全性確保の観点から、早急な改修整備を行う必要がある施設を、選定をしたところです。

障がい福祉課分の、主な事業の説明は以上でございます。

#### (有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、何か質問やご意見等がございましたら、挙手していただければと思います。いかがでしょうか。では、富田委員。

#### (富田委員)

育成会の富田です。よろしくお願いたします。

事前の資料で、やはり今年度の実績の数字がなかったのが、驚いていたのですが、次回ということなのですけれども、次回となると、多分 8 月かなと思うので、そうするともう 31 年度も半分ぐらい過ぎてしまって、その時に 30 年度の数字が分かっても何かなというところなので、気になったところだけ言わせていただければと思います。

昨年度いただきました、第 5 期新潟市障がい福祉計画の最終案と少し比べたいと思うのですが、この中で 2 点ですね。

まず 1 点目は、22 ページのところに、地域移行の人数を、1 年あたり 13 人というふうに書いてあるので、今年の実績が、今のところどれぐらいなのかな、というところを知りたいのが 1 点です。

そして、あと、29 ページのところであったのですが、「保育所など、さまざまな育ちの中で、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供するために、児童発達支援センター「こころん」による、保育所など訪問支援事業を実施します」というのがあるので、これは本当に実施されているのかなというところが疑問点なので、教えていただければなと思いました。

そして、あと、今説明していただいた中で、3 ページの強度行動障がい者の予算が削減になったところなのですが、この対象者が、事業所向けだと思うのですが、今後はやはり保護者も入れていただけると、助かると思います。

あと、育成会の会員の学齢部の方の情報なのですが、新潟市立東特別支援学校が、2年前ぐらいから、バスに乗れない子どもがいます。

バスが定員いっぱいなので、保護者の送迎をお願いします、というのが増えていて、その原因について少し電話で学校の先生に聞いたのですが、予算の面で、バスを増やしてほしいと言っているのですが、なかなか難しいということと、あと最近、他害をされる子どもが増えているので、バスの席はあるのですが、やはり席を空けないといけない、ということでした。

パニックがあった時は、仕方がないと思うのですが、その時にやはり一番大事なのが、添乗員さんがどう対応しているかというのが大事なので、多分民間に委託していると思うのですが、そういった添乗員さんに対しての研修も、ぜひ声をかけていただければと思います。

あと最後なのですが、7ページのグループホームについてなのですが、建物に対する予算は少なくともいいのかもしれないのですが、一番大事なのが人、スタッフですよ。

スタッフを確保するために、予算が12億円アップした訳ですので、そのための予算を増やしていただけないかなと思います。お金プラスシステムですね、人員やスタッフを増やすために、どういうふうなシステムをつくって、福祉に携わる人を増やしていくかというふうなシステムづくりを、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

#### (有川会長)

ありがとうございました。今ほどのご質問等に対して、ご回答をお願いします。

#### (事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

少し多岐に渡るので、まず回答者の整理からさせていただきたいと思います。

地域移行の人数および強度行動障がいの予算の中から保護者という部分につきましては当課介護給付係長の私が回答いたします。

保育所等訪問につきましては、こども家庭課の高橋課長が回答いたします。

強度行動障がい等の中で、バスに乗車できないというところにつきましては、学校支援課から回答いたします。

最後の、グループホームの入所施設の整備、人員については、当課管理係長から回答いたします。

ということで、まず私からは、地域移行の人数というところで説明いたします。

こちらは、まず簡単に障がい福祉計画から説明させていただきますと、富田委員のご説明のとおり、年13人ということで、目標としております。

これは平成24年から28年の5年間の平均値の8%というのを目標にして、年13人ということで、目標としております。

30年度(今年度)につきましては、12月末までで、現在3人ということになっております。ちなみに29年度は7人、28年度は8人ということになっております。

入所からの地域移行ということにつきましては、あとでご説明しますが、施設整備補助等も含めて、推進していかなければいけない組織目標となっておりますので、これからも力を入れていこうと思いますが、現状の数値としては、そのようになっています。

次に、強度行動障がい予算のところ、減額という部分につきましては、国の加算が付きましましたので、そちらのほうでの混乱はないと思いますが、保護者向けの研修等ということであれば、私も富田委員からは、ご協力してということではいわれている部分で、11月に研修会を開くということもありますし、少しその辺りで、またご相談いただければと思いますが、申し訳ないですが来年度の予算は既に決まっていますので、すぐということにはいかないと思いますが、ご協力できる部分につきましては、協力していきたいということで今は考えており、まずは11月の手をつなぐ育成会様の研修ということで、協力させていただこうとは思っております。

**(事務局：こども家庭課高橋課長)**

こども家庭課高橋でございます。お世話になっております。私からは、保育所等訪問支援について、説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に、第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の冊子をお持ちでしたら、36ページをご覧くださいなのですが、36ページには、各年度の活動指標、サービス見込み量とその確保のための方策ということで、一番下の④に、保育所等訪問支援事業が、30年、31年、32年ということで、計画が載っております。

私どもでは、今年度(30年度)中に実施、開始するための検討を進めてまいりまして、31年度中に体制を整えて開始をするという方向で、進めているところでございます。私からは以上でございます。

**(事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事)**

学校支援課の齋藤でございます。新潟市立東特別支援学校のバスについてでございます。

新潟市立東特別支援学校は5台、新潟市立西特別支援学校は4台の、スクールバスで子どもたちの送迎を行っております。

バスの座席数そのものは、子どもの数に対して足りてはいるのですが、ただ今ご指摘のありましたように、けが防止のために、少し余裕のある座り方をしております。

また下校については、放課後等デイサービスを利用する方が多くおりますので、大変余裕があるのですが、やはり朝迎いのバスが、少し今のような状況で、送りをご自宅の方をお願いしているという現状もございます。

こういったことを踏まえながら、ただいまアイデアをいただきました添乗員の研修について、日ごろから担任と添乗員が、子どもの情報については、毎日のように情報共有をしているわけですが、さらに丁寧に、パニックになった時の対応の仕方であるとか、子どもたちの上手な関わり方について、研修を行っていきたいと考えております。ありがとうございました。

**(事務局：障がい福祉課管理係羽賀係長)**

障がい福祉課管理係の羽賀です。グループホームの補助金についてですけれども、施設整備のことはここに載せていたのですが、人員のほうを運営費の補助ということで、技術者の支援については加算をして補助を出しているところですが、福祉職、障がい分野だけでなく、高齢部門に対しても、確かに人員が不足して、なかなか足りないというところ

ではありますが、少し加算を、今後重度のグループホームのほうへ考えていきたいと思っています。より重度の方に対応できるようにしていきたいと思っております。

**（事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長）**

少し追加で説明ですが、こちらの資料には、強度の施設整備補助しか、主な事業としては載せていないのですが、実はそれ以外に管理系では、強度施設の人員に対する本市単独補助事業で、加算を出しております。

直接言うと、新潟太陽福祉会様のなの花様とか、そういう部分については、本市単独補助事業で、重度の方なので補助金を出しているというのが、少しこの資料には載せていないもので、本市が独自でやっている補助事業がまず1つあります。

それで職員配置について、管理系からも説明があったのですが、職員配置というか、介護人材につきましては、今年度の10月の消費税増税に合わせまして、月8万円の処遇改善加算という新しい法律もできますので、そちらも活用しながら、介護、障がい、児童のほうもそうですけれども、職員の確保ということで、福祉分野はやっていこうということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

**（有川会長）**

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。では、角田委員お願いします。

**（角田委員）**

よろしく申し上げます。

1つ目が、こあサポートのことをもう少し知りたいなと思うんですけども、新潟市発達障がい者支援センター（JOIN）が、一応こういうことをしていますよという報告が定められていると思うのですが、こあサポートのほうの、今増員1名になったということをお伺いしまして、実際にこれだけの事業内容を、どういった形で新潟市に報告として、報告書があがってくるのかというのがまったく分からないので、詳しいところが知りたいというのが1点です。

それから、実際にナカポツと言われる、障がい者就業・生活支援センターとの絡みもあると思うのですが、若干、新潟市独自でしているということでの違いがあると思うのです。

その中で、登録された方たちが、どういう流れで、どんなふうにも、どこに繋がっているのかといった辺りが、新潟市のほうできちんと把握されているのかどうか。

この相談されてきている、登録している方たちが見えにくい。どんなことが、これだけの人数をあるのか知りたいなと思いました。

それから、この障がい者別内訳も、身体、療育、精神と、多分手帳か何かで仕分けをしていると思うのですが、ここに発達という大きな括りも、カッコでいいですので、欲しいなと思います。細かく数字が知りたいと思います。

他にも質問がたくさんあるのですが。

(有川会長)

少し時間の関係もありますので、ある程度絞っていただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長)

では、就労支援係横野です。お世話になっております。

角田委員からのご質問に対しまして、まずこあサポートからの報告内容につきましては、毎月1回、登録者数と就職件数、それから就職された方がどのようなサービスを使っていたか、あと登録者のナカポツとの同時登録の状況、それから職場実習を行った件数、それから就職までの相談支援の件数と、あと就職後の定着支援の件数、あと企業訪問を行った件数と、障がい福祉サービスの事業所に繋いだ件数、あとはこあサポートがやっておりません、無料職業紹介事業の利用件数といったのを、毎月報告していただいております。

それから、ナカポツとの違いなのですが、基本的には就職したいという方の相談を受けて、就労のアセスメントを行って、その方の職業準備性を見たうえで、障害福祉サービスに繋ぐか、あるいは一般就労に繋げていくかといった判断をして、職場実習を利用させていただき、場合によってはトライアル雇用を使わせていただき、一般就労に繋げる。そのあと定着支援を行っていくといったことをやっています。

違いと言いますと、こあサポートでは在宅就業の支援に力を入れておりまして、IT系の企業の在宅就業の求人に関係していくというのを、力を入れております。

それから、登録者の障がい種別につきましては、今年度(平成30年度)の利用者の数など、そういったデータベースのソフトを入れ替えまして、それで診断が発達の方については、抽出ができるようになってきたところなんです。

ですので、今後手帳ベースで出してもらおうのと合わせて、診断ベースで出していくといったこともできるようになってきます。以上でよろしいでしょうか。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(角田委員)

その数字的なものというのは、月1回の報告会で、こういった形で私どもは知ることができるのでしょうか。

(事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長)

まず、こあサポートから当課へ、紙ベースで毎月あがってきております。それを本市のホームページなどに、公表などは現在していない状況です。

(有川会長)

よろしいですか。ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、最後に時間が残ったら、またおして皆さんからの質問等を聞きたいと思っております。

ので、少し先に進めさせていただきます。

それでは引き続き、こころの健康センターの担当する事業のところについて、こころの健康センターから説明をお願いいたします。

**(事務局：こころの健康センター福島所長)**

こころの健康センターの福島でございます。こころの健康センターからは、精神科医療救急システム事業と精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。

それでは8ページをお開きください。8ページの「精神科救急医療システム事業」になります。

これは、精神症状の急激な悪化により、緊急に医療が必要となった市民の方が、いつでも安心して精神科医療機関に受診できることを目的として運営している事業です。

精神科医療機関の輪番による救急体制を確保するとともに、救急隊や警察等の関係機関へ医療機関の情報提供を行う精神科救急情報センターと、市民の皆様からの相談に対応する精神医療相談窓口を、新潟県と共同で設置、運営していきます。

この精神医療相談窓口につきましては、広く市民の皆様を知っていただくために、チラシやホームページを活用して、より一層の周知を進めていきたいと考えております。

なお、予算ですが、来年度は今年度に比べまして休日数が増えるために、休日の精神科医療機関の輪番の委託料の分が、増額となっております。

引き続き、9ページの「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」をご覧ください。

これは、精神障がいのある方の新たな長期入院を防ぎ、安心して地域生活を送れるように、平成26年度から精神保健医療福祉体制の整備を進めているものです。

来年度も引き続き、行政機関、医療機関や、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員の技術力向上と、効果的な支援体制の構築を目的として、以下の4つの事業に取り組んでいきたいと考えております。そこにあります、(1)から(4)の4つの事業となります。

また、合わせて、近年、29年からですが、国が推進しております、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、保健・医療・福祉関係者による協議の場について、既存の会議の委員構成を拡充しながら、関係機関による重層的な連携体制の構築に取り組んでいきます。

なお、予算減の部分については、事務費の削減と研修会講師謝礼の削減となっております。

(1)から(4)の事業の内容について、説明いたします。

まず、(1)精神科病院情報交換会です。これは、市内の精神科10病院の相談員を対象として、各病院における地域移行の取り組みや日々の業務等について、お互い学び合うことを目的に、情報交換と意見交換を行うものです。

次に、(2)社会資源見学ツアーです。これは医療機関や相談支援事業所、障がいサービス事業所などの関係機関の職員を対象として、市内の精神科病院でありますとか、障害福祉サービス事業所の見学を行うものです。

参加した方には、施設でつくられた商品を食べさせていただいたり、接客を受けてもらって、実際の活動に触れていただきます。

また、見学だけにとどまらず、見学のあとにグループワークを行い、見学から得た、精神障がい者が地域で暮らしていくための課題等を共有していただきます。

多くの関係機関から、様々な職種の方々が参加し、精神障がい者の地域生活について考え、情報交換をすることで、顔の見える関係づくりにも寄与していると考えております。

次に（３）地域移行・地域定着支援研修会です。これは、精神保健福祉医療の関係者を対象として、講義やグループワークなどを行うものです。

精神障がい者の地域生活を支えるための連携を、参加者全員で考えていくものです。

この事業は、平成 27 年からプログラムに、当事者による体験発表の時間を設け、様々な事業所で活動している方々の体験を聞かせていただいております。

最後に（４）になります。ピアサポーターによる普及啓発活動です。

精神障がいがあっても安心して生活することができる地域づくりをめざして、精神障がいのある方が、自分の病気、障がい、生活、また生きづらさについて語ることで、市民の皆様へ、精神障がいへの理解を促進していきます。

これは 28 年度から、民生委員やコミュニティ協議会の委員、精神科医療機関の職員等を対象に実施してまいりましたが、今年度は、対象者を精神科の病院に入院している方に拡大して、地域で暮らす仲間として、地域で暮らすためのアドバイスでありますとか、楽しさ、厳しさ等についてお話ししていただきました。

本市民の皆様へ、精神障がいへの理解を深めていただくために、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

こころの健康センターからの説明は以上となります。

#### （有川会長）

はい、ありがとうございました。ただいまのこころの健康センター担当の事業につきまして、ご質問や意見がございましたら、挙手していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、学校支援課が担当している事業の部分につきまして、学校支援課から説明をお願いいたします。

#### （事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事）

学校支援課です。平成 31 年度学校支援課の事業について説明をいたします。

資料の 10 ページをご覧ください。初めに、「インクルーシブ教育システム構築の推進事業」です。

皆様ご存じのように、特別な支援を必要とする児童・生徒は、年々増加をしています。

そういった子どもたちのニーズに対応し、支援を行っていくためには、地域の教育資源を活用していく必要があります。

この事業では、西大畑にある特別支援教育サポートセンターを中核として、新潟市立東・西特別支援学校、8 区すべてに設置する発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療・福祉・保健等関係機関とも連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に在籍する、支援を必要とする子どもたちの支援を行います。

サポートセンターの対応件数は、平成 30 年 12 月末までに 823 件でした。

相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援方法の相談、学習指導に関わる支援など、そのニーズは多様です。

また、学校支援の件数は平成 30 年 12 月末で 337 件です。

学校や園からの依頼は、指導に関わる事項や支援体制についての相談が多く、内容は多様であり、慎重な対応が求められることが多くなってきています。

指導主事や相談員が訪問して、具体的な支援のための相談を行ったり、計画づくりを行っております。

特別支援教育の専門性に係る支援や学級経営、特別支援教育を全校体制で推進するための学校体制に関する支援も多く、サポートセンターと学校支援課で情報共有し、連携して支援を行っております。

また、こちらでは、「共に生きるまちづくり条例」を受け、小中学校で提供されている合理的配慮についての調査を行い、情報を記録、共有、活用しています。

各校で行われている合理的配慮を広く紹介できるように、来年度も計画をしているところです。

特別支援教育ボランティアについては、募集を継続し、要請のあった学校に配置をしております。

登録者数は 31 年 1 月末で 160 人、ボランティアの活動数は、1 月末で延べ 253 回です。

31 年度も多くの方に登録していただけるよう、チラシ、市報等で広く呼びかけを行ってまいります。

資料の 11 ページ、「特別支援教育サポートネットワーク事業」です。

こちらは、新潟市立幼稚園、学校教職員の特別支援教育にかかわる専門性向上のため、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター等、職員別の研修を実施いたします。

この研修の体系は、平成 27 年度から 5 年計画で始まりました。

管理職・主任層等、職位別の特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップの下、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で、組織的・計画的に進めていくことをねらいとしております。

31 年度は、国立の特別支援教育総合研究所の総括研究員、久保山先生をお招きし、校内支援体制、あるいは交流および共同学習のあり方についての連携方法を学ぶ予定になっています。

またこのほかに、特別支援学級の授業を担当する担当者は、総合教育センター主催の特別支援教育の講座を受講することができます。

特別支援学級担当者与管理職、あるいは教務主任等、主任層の両側から、特別支援教育にかかわる専門性を向上し、特別な支援を必要とする児童・生徒のための、推進体制を構築していきたいと考えております。

今年度、こちらに掲げてある特別支援教育関係の研修受講数は 1,460 人でした。来年度も担当者の専門性のために、学校に働きかけてまいります。

資料 12 ページです。「早期からの就学支援」です。

就学を迎える幼児、あるいはおうちの方が安心して就学できるよう、相談支援を行っております。

5月に春の相談会、7月8月に夏の相談会、11月に秋の相談会を行い、1人1人の子どもにあった学びの場について、保護者の皆さんと相談をし、情報提供してまいります。

30年度は、664の方が相談会においでになりました。

また、小学校入学にあたり、児童1人1人の情報を学校と保護者が共有できるように、「入学支援ファイル」を作成し、これまで受けてきた療育や支援について、引き継ぎを行っております。

30年度は、通常の学級の新生児 267人、特別支援学級では、新生児 179人がこのファイルを活用いたしました。

特別支援学級におけるファイルの活用率は、95・7%と、非常に高い数値を示しております。

31年度も、これらの取り組みを充実することをおして、支援を必要とする児童・生徒が、自立と社会参加することができる力を育めるよう、努めてまいります。以上です。

**(有川会長)**

はい、ありがとうございます。ただいまの学校支援課の担当する事業の部分につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。高井委員、お願いいたします。

**(高井委員)**

にいがた温もりの会の高井です。当事者の、精神障がいの方の集まりなのですが、やはり子どもたちから生きづらさがあったという声を、よく現場で聞くことがあります。

中学校の支援学級において、公立の全日制の普通科に進学する子どもは、中に1人もいないという話を聞いて、ショックを受けたのですが、そういった要因というのは、どういったことが挙げられるのでしょうか。

**(事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事)**

高等学校への進学ということでよろしかったでしょうか。

**(高井委員)**

公立の全日制の普通科のことです。

**(事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事)**

公立の全日制の普通科という、絞った調査はしておりません。

**(高井委員)**

それは、私は現場の先生から聞いて、そうだといいことらしいのですが、だとしたら、とても偏っているなと思っていて、個別の支援をして、普通に高校に通いたい子どもにとったら、支援学級もないわけですね。

その点について、調査をしていないのであれば調査をしていただきたいと思いますし、現状はどうかのでしょうか。

**(事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事)**

公立の全日制といったような、焦点化した調査は行っていないのですが、進学調査については、毎年行っております。

本市内の中学校の特別支援学校から高等学校へ進学する子どもたちは、3割程度です。

これが、上越地区、それから中越・下越と比較としますと、上越のほうは6割ぐらい、中越のほうも7割に近い6割ぐらい、下越については、本市を除いた数値になるのですが、7割程度というような数値になっております。

年々高等学校に進学する子どもが増えておりますが、本市内の子どもたちが3割程度にとどまっているのは、本市内に高等部の単独校が3校あって、そちらへの進学を選ばれる方が多いと考えています。

調査につきましては、この31年の3月卒業の子どもたちから、本市内の子どもについては、調査をしようと考えております。

**(高井委員)**

ありがとうございます。

現状、公立の合格の要件というのは、あまり表に出てこないようなのですが、中学校3学年の中の評点をもって、そして当日の成績をもって判断するということなのですが、3年間の評点さえも取っていない子どもたちがほとんどです。

というのは、普通学級にいる子どもたちが受ける課題やテストを受けなくてもOKという現状なのだそうです。

これは、私は大変驚いたのですが、それでいいのだろうか、インクルーシブと言いながら、それはもう分けて考えてらっしゃるのではないのでしょうか。どういう現状なのでしょうか。

**(有川会長)**

今答えられますか。

**(事務局：学校支援課特別支援教育推進班齋藤指導主事)**

特別支援学級の教育課程は、特別な教育課程を編成することが。

**(高井委員)**

前提なのですか。

**(事務局：学校支援課齋藤指導主事)**

はい、認められております。

特別な教育課程の内容は3つございまして、1つは自立活動の内容を必ず取り入れる。

2つ目が、当該学年、その方の年齢の学年よりも下の学年の指導内容を取り入れてもよい。

3つ目が、特別支援学校の各教科の指導内容を、中学校であっても取り入れてもよいと

いう、特別な教育課程を編成することが認められておりますので、特別支援学級に学ぶ子どもたち1人1人の状況や様子に応じて、その子に応じた教育課程が編成されるということになります。

**(高井委員)**

ありがとうございます。

だとしたら、ただの聴覚過敏であるとか、学習障がいの子どもが、入れる教室がないのですね。

実際に教室に入れない子どもで、支援学級に行っていない子どもさんというのはたくさんいらっしゃると思うのですが、この子どもたちの教育を担保する体制が、必要であろうというふうに思っています。

何をどんなふうにしたらいいのだからって、本当に大きな話でわからないですけども、さっきの地域移行の話とかも、誰が具体的にそこをするのかというところが抜けている気がして、研修や体制を整えるということではなくて、実際の生きづらさのところ、誰がサポートとして入るのかというところを決めていかないと、やって終わり、共生のまちづくり条例をつくって終わりというふうになってしまうかなというふうに心配です。

こういった具体的な話をつめていくというところが、どこがどんなふうに話し合っているよという情報が、私は取れないのですが。さっきのこあサポートの話と同じで。

**(有川会長)**

はい、ありがとうございます。

要はアカウントビリティの問題があるんじゃないかという、その説明責任の問題ですよ。

事業をやっているということにかかわる報告は、漠然とは受けているのですが、1つ1つに対して、どのような制度があったのか。

例えば、今のお話もそうですけど、平成30年度はまだ具体的な数字が出てこない。

出てこないのはわかるのですが、じゃあそれがどの段階で、どのような形で出てくるのか。

先ほどの話ですと、ホームページでも公表はしていないという情報もあったりしているわけですから、当然われわれの側からすれば見えていないわけですよ。

ぜひこの点に関しては、先ほどの法定雇用率にかかわるところを、あのような形でご報告していただいたのはとても素晴らしい、素晴らしいというのも変ですが、ああいうことをしていただかないと、やはり計画を立てるところで数字がポーンと出て、その数字はどうなのかという、これでは私たちの信頼関係というのではないと思いますので、ぜひ今の高井委員のご質問だけではなく、何名かの委員の方もおっしゃっていましたが、やはりその辺りについても、具体的な説明というのをしていただきたいと。

それも、年度始まって中期ぐらいの時期ではなく、数字が出そろった段階で報告いただいて、それこそ平成31年度の事業を確実に実施しているのかどうかというところに結び付けられるような形にさせていただけると、よろしいのではないかとこのように思いましたので、ぜひこの点お願いしたいと思います。

あと、今の特別な教育課程についての質問についてなんですが、ちょっと気になったのは、編成してもよいということであって、今の話というのは、それがもしかしたら進学にかかわっていくところで、それこそハンディになっているのではないですかという問いなのだと思います。

これは今、障害者差別解消法の観点から考えても、もしそういうことがあるとしたら、これは是正していく必要があるかと思います。

正確な情報、ちょっと今のところはこちらで把握しているわけではございませんので、ぜひ一回その辺り確認をしていただいて、そのうえで、もしかしたら共生のまちづくり条例にもかかわってくるところですので、その辺り抵触している可能性もなくはないかなと、ちょっと思いました。

ここの中での協議というよりは、もしかしたら先ほど少し報告ありましたが、共生のまちづくり条例にかかわってくるところと、ちゃんと連携をしていただくほうがよろしい案件かなというふうに思いましたので、ぜひそのようなことも少し進めていただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今事務局から報告ございましたが、全体を通して何かありましたらお願いいたします。

(高井委員)

1つだけよろしいでしょうか。

(有川会長)

はい、高井委員。

(高井委員)

すみません、1つだけ言わせてください。

障がい者の方が地域の中で自分らしく暮らす中で、私もうっかりしていたというか、あまり想定していなかったのですが、結婚もして出産もするんだということを前提とした場合、障がいを持つ親の子どもさんの支援がまったくないということに気付いたのです。

その点は、障がい福祉課なのか、子どもの支援なのか、ちょっとわからないのですが、自立支援でも、障がいを持つ家族支援、親御さんの支援はあると思うのですが、子どもさんの支援は声があがってこないの、そういった視点で、またみんなで見えていけたらいいなと思いました。1つ、意見でした。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。はい、広岡委員。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。31年度の「ともにプロジェクト」にもつながるかと思うのですが、意見として提案させていただきたいのですが、本当にまだまだ障がい者の差別という、そういったのが、一般の市民の方にも知れ渡ってなくて、先ほどから話がありま

すけれど、生きづらさというのを持ち合わせて生きているというところがあるのですが、啓発活動という点で、身体の方ですと、これ悪いとは言わないのですが、学校などでも、先ほどゲストティーチャー活動ですとか、ブラインドサッカーをやったりとか、車いすの補助の活動だとか、そういったところで小学校・中学校の生徒さんから疑似体験をしていただいて、知ってもらおうというところがあるのですが、なかなか精神・知的・発達障がい、このところが、そういった疑似体験がなかったというところで、先週も私、ちょっと東京まで研修受けてきたのですが、現在、全国で 11 カ所できている啓発キャラバン隊というチームが、全国で活躍しています。

これは本当に、知的だとか精神ですとか発達障がいの生きづらさを、実際に体験してもらおうような、そういった活動もありますので、そういったところを若い知らない人にどんどん見ていただいて、体験していただいて、知ってもらおうというような活動を、ぜひ新潟市でも積極的にやっていただいて、支援していただければ、徐々に障がいのある人もない人もわかるというか、知っていただけるような社会になっていただければと思いますので、そこのところの啓発の大切さというのを今後も、少し啓発の最初のところで、予算も少なかったもので、大切なことだと思いますので、啓発活動にも力を入れてもらいたいというのが、1つの意見、提案です。以上です。

#### (有川会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

先ほどの質問のやり取りの中で、確認したい点があるのですが、地域移行の件で、当初 13 人を予定していた、障がい福祉計画だったのですが、現 3 人ですというお話だったんですが、これはニーズがないのか、体制がなくて受け入れられないのかという、確認をお願いしたいと思います。

#### (事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

実は地域移行につきましては、入所施設からの地域移行ということで、計画でうたっているわけなのですが、この 13 人という数字を立てたときは、今現在の入所施設は、区分 4 以上、もしくは 50 歳以上は区分 3 以上なのです。

ただ、これとは別に、昔に入所された方は、そこまでの区分がなくても入所施設に入所していた方がいるわけです。

その方の地域移行、いわゆるグループホーム等への移行は、ほぼ終わったのかなというところで、実は地域移行については、いわゆる受け皿がないというのが現実なのかなと思います。

重度の方、いわゆる区分 4 以上とか区分 5 以上の方が、地域で寝泊りできるようなグループホームというのが、現状少ないのかなと思います。

そこで、主な事業ということで、施設整備補助を使いながら、グループホーム、重度の方が地域移行できるようなグループホームの設営、また平成 30 年度からできた、新しいグループホームの体制の、日中サービス支援型という、20 人規模のグループホームもありますので、プラス新しい本市単独事業等も創設しながら、地域移行ということで進めていかなければいけないと考えているのが 1 点です。

少し話がずれるかもしれませんが、今入所施設に入所している方は、65歳以上の方もたくさんいるわけです。

その方が、いわゆるグループホームではなくて、基本的には高齢の施設に移ってほしいという気持ちはあるのですが、そうすると1割負担等が発生するというような絡みで、実は入所施設やグループホームにつきましても、適用除外施設ということで、言葉はあれですけど、終の住みかという部分もあって、65歳だからということで、地域移行を積極的に障がい福祉課で進めることもなかなかできないというようないろんな事情も相まって、なかなか進んでいないというのが現状となります。

#### (有川会長)

ありがとうございました。

強度行動障がいの方たちも、私も少しいろいろな事業で関わらせていただいているのですが、緊急性が高かったりするところが結構あって、緊急性の高いところで受け入れていく窓口と、あとは今おっしゃっていましたが、施設というところ、今のところそれはないのかもしれませんが、当然親御さんたちも含めて、みんな高齢化していく中で受け入れていくということ、緊急性の高さという問題が変わってくる可能性が高くなっていきますので、できるだけ体制というところにかかわってくる問題であれば、話としては一応計画にはありますので、そういうことを知っていただければと思っております。これは私の要望です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、以上で予定されていた報告事項については終了させていただきます。

## 4. その他

(有川会長)

次に、その他ですけれども、事務局から4点ほど説明があるということですので、お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課管理係羽賀係長)

当課管理係からは2つほど、その他(1)今後の障がい者デイサポートセンター(通称明日葉)についてと、(2)新潟市手話言語条例の制定について、説明いたします。

配付資料の3をご覧ください。

障がい者デイサポートセンター明日葉は、本市の指定管理施設で、指定管理を、新潟市社会福祉協議会にお願いしています。

また、市町村事業の地域活動支援センターⅡ型というサービス形態に位置付けられる施設で、1日あたり定員15名で、入浴、食事の提供、創作的活動等を行っております。

地域活動支援センターⅡ型は、障がい支援区分の認定がなくても利用できることから、本来は比較的軽度の方の日中の居場所となる施設です。

しかし、現状を見てみますと、(2)①に記載のとおり、サービス形態と利用実態が乖離しています。

先ほど、地域活動支援センターⅡ型は、比較的軽度の方の日中の居場所であると説明しましたが、実際に明日葉では、医療的行為が必要である、重度心身障がい者の方を受け入れていたり、特殊浴槽による入浴サービスを提供しています。

また、障がい支援区分4以上の方も、約半数に達しています。

そして、このような利用状況であることから、②に記載のとおり、高い稼働率となっていながらも、収支は赤字が続いております。

これは、人件費や事業費が多くかかることが原因だと考えています。

一方、本市内の障がい者の状況を見てみますと、③に記載のとおり、障がい支援区分4以上の、いわゆる重度障がい者の割合が、平成18年度の35.9%から、平成29年度には、50.7%まで増加しております。

このような状況を踏まえ、明日葉の今後について、(3)①利用実態に合わせたサービス形態へ、②現在の利用者が引き続き利用可能な施設へ、③重度の方の日中の居場所となる施設へ、④国・県の財源を活用した、持続可能な施設へという4つの方向性に基づき、検討する必要があると考えており、平成31年度は、1年間指定管理を継続しつつ、この間を用いて、平成32年度以降のサービス形態のあり方を、早期に決定していきたいと考えております。

次に、(2)新潟市手話言語条例の制定について説明します。

こちらは資料がございませんが、この2月議会に、新潟市議会市民厚生常任委員会において、議員提案として、新潟市手話言語条例(仮)が上程され、4月1日施行が予定されています。

目的は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、および手話の普及に関する基本理念を定め、本市の責務、および市民等の役割を明らかにすることにより、総合的、かつ計画的な施策を推進し、聾者を初め、中途失聴者、難聴者、その他手話を必

要とする人が、手話を使用しやすい環境を構築し、もってすべての市民がともに生きる地域社会の実現に寄与することです。

本市では、今まで以上に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解促進、および手話の普及を目指します。

具体的には、本市職員の研修において、手話言語条例の説明や、聴覚障害者による簡単な手話講座を実施するとともに、小中学校が手話に関する授業を実施する際、講師への謝礼等を補助していきます。

#### （事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長）

それでは、就労支援係から2点、(3)と(4)についてお知らせさせていただきます。

机上配付させていただきました、こちらの、ちょっと小さいカラーの冊子、『障がい者雇用 にいがた企業探訪』のVol7が完成したので、配付させていただきました。

この冊子は、障がい者雇用に取り組む企業の事例を紹介しているものでございます。

広く市民の皆様から、障がい者雇用を知っていただくということで、お配りしております。

なるべく、企業の方から手に取っていただきたいので、金融機関の窓口等にも置かせていただいております。

今回は、企業5社のご紹介となっております。

また16ページのところにあります対談では、宇治委員のあどばんす様からも、ご協力をいただいております。

ぜひ似たような業種の会社の方で、お知り合いがいらっしゃいましたら、こういった取り組みやっているよと、紹介していただければ幸いです。

こあサポートの企業開拓や、ともにプロジェクトの広報とも合わせながら、障がい者雇用の受け皿を広げていきたいと考えております。

次に(4)のほうですが、A4横の、「第39回新潟市障がい者大運動会」の予告でございます。

来年度は、10月19日土曜日に、東総合スポーツセンターで開催する予定となっております。

平成28年、29年と、悪天候により中止となってしまい、大変大勢の方が残念な思いをされました。

ということで、平成30年度については、初めて東総合スポーツセンターを会場に、開催したところでした。

こちらの写真にもありますとおり、狭いながらも、参加者・スタッフ合わせて800名ぐらいの方が、1日楽しむことができました。

来年度についても、もう1回確実に屋内で実施しようということで、東総合スポーツセンターで開催いたします。

各団体におかれましては、今から予定表に組み込んでいただいて、ぜひ大勢参加していただきたいと思っておりますし、当日の運営スタッフも不足しておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

(有川会長)

はい。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少し早いのですが、平成30年第2回の審議会は、これで終了となります。

皆様、お忙しいところ長時間にわたって会議にご出席いただき、またご協力のほどありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

有川会長、長時間にわたりまして、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様も、活発にご発言いただきまして、ありがとうございます。

本市の来年度の人事異動が発表され、本年度をもちまして、福祉部長の三富が福祉部を離れることになりました。三富より、皆様にご挨拶申し上げます。

(福祉部三富部長)

熱心なご議論、ありがとうございました。

皆様とは8月30日に第1回でお会いして、今日2回目、まだ2回しかお会いしていないという状況でございますが、4月から政策企画部というところに異動せよというお達しがありまして、非常に不本意ながら、福祉のほうを離れることとなります。

まだまだやりたいこと、やりたかったこと、たくさんありますけれども、また違う立場で、障がい福祉の施策については、しっかり目配せをして、新たに予算付けであったり、施策展開のほうを図っていききたいなというふうに思っております。

大変短い間でしたが、どうもありがとうございました。また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

ありがとうございます。続きまして、障がい福祉課長の長浜より、ご挨拶申し上げます。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

本日は、活発なご議論ありがとうございました。

私ども、冒頭で簡単に、当課予算を約12億円の増だというお話をさせていただきましたけれども、実質の内訳を見ると、障がい者・障がい児の方が利用するサービス、これが増加しているということに伴う増というのがほとんどでございます。何か力を入れて、ここの部分の予算を積むことができたというのは、正直言うと、こあサポートの1人増員というところが、一番大きなところでございます。

本市の財政が厳しい中で、なかなか増やすことができないという心苦しい部分もあるのですが、何とか最低限維持できたかなと思っておりますし、今日皆様からいろんなご意見もいただきました。

私ども、特に重度障がい者の対応、それから共生社会の実現、それから障がい者雇用の雇用率の向上という辺りを、大きな問題ととらえて考えているところでございます。

また来年度も、皆様方から貴重なご意見をいただきながら、これから障がい者、もしくは障がいをお持ちの方の保護者の方、周りの方のためになるような施策を、しっかりと進めていまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それから、今ほど部長の三富から挨拶もございましたけれども、私ども障がい福祉課でも、人事異動の内示が出たところでございます。

就労支援係長の横野、それから当会議の事務担当をしておりました渡邊の二人が、今年度をもって当課から別の部署に異動するということとなります。

また新しい体制になりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

**(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)**

では、事務連絡ですけれども、駐車券につきましては、無料の処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

では、以上で、平成 30 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を終了します。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。